

【ご注意下さい！】

昨年12月から免許等申請の不備が多くなっています  
旧技適機器を使った手続きには「保証」が必要です

- 1 H29.12以降のアマチュア局の免許・変更申請手続きにおいては、無線機が新スプリアス規格に適合していることが確認できないと手続きができません。
- 2 昨年12月以降、アマチュア局の免許申請・変更申請手続きにおいて、総務省総合通信局から「保証が必要」として返戻されている申請書が多くなっています。
- 3 これらのほとんどの方が、旧スプリアス規格の技術基準適合証明機器を使った免許申請や変更申請手続きにおいて、アマチュア局の保証（基本保証）を受けずに、直接申請されているものです。
- 4 そのため、旧スプリアス規格の無線機（※）を使って、免許申請又は変更申請（機器の取替え、増設、変更）を行う場合には、JARDの「基本保証（開設保証又は変更保証）」を受けて手続きを行って下さい。JARDが新スプリアス規格適合機器として保証を行います。  
「スプリアス確認保証」ではありませんので、ご注意下さい。  
基本保証に係る具体的な手続きについては添付資料をご覧ください。

※JARDが公表している「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されている無線機  
⇒ [https://www.jard.or.jp/warranty/spudata/spu\\_list.pdf](https://www.jard.or.jp/warranty/spudata/spu_list.pdf)

なお、「基本保証」、「スプリアス確認保証」について、詳しくはJARDのホームページでご確認下さい。

⇒ <https://www.jard.or.jp/warranty/index.html>

- 問合せはJARD保証事業センターへ
  - ★基本保証（開設・変更）担当 ☎ 03-3910-7263
  - ★スプリアス確認保証担当 ☎ 03-3910-7286

## (参考) 基本保証に係る具体的な手続き(流れ)について

### 1 古い無線機(旧スプリアス規格機器)によるアマチュア局の開局(開設)申請を行う場合

以下の開設保証(1)④及び(2)⑤)を受けることにより、JARL が新スプリアス規格機器として保証しますので、事前にスプリアス確認保証は受ける必要はありません

#### (1) 書面による申請の場合

- ① 無線局免許申請書(必要額の収入印紙貼付)
- ② 無線局事項書及び工事設計書
- ③ 返信用封筒(申請者の住所氏名を記入、切手貼付(免許状返送用))
- ④ アマチュア局の開局保証願書(必要な保証料を振込み、その控を貼付)  
①～④の書類を全てまとめて JARD 保証事業センターへ送付して下さい。
- ⑤ JARD で保証を行った後、申請者に「アマチュア局の保証通知書(開設)」が届く
- ⑥ 総合通信局から③の封筒により無線局免許状等がお手元に届く

※: 申請書等はダウンロードすることも可能ですが、JARL で販売しているものを購入されると①～④までの書類、封筒及び説明書がすべて揃っていますので便利です

#### (2) 電子申請による場合

- ① 電子申請 Lite により「申請用ファイル(zip ファイル)」を作成、パソコン上に保存
- ② JARD の Web サイト <https://www.jard.or.jp/> を開き、「アマチュア局保証」⇒「基本保証」⇒「電子申請による保証の申込(開設の場合)」
- ③ 必要事項を入力して内容確認後に、①で作成した申請用ファイル(zip ファイル)をアップロード(申し込みが完了すると保証料の支払い先などの情報のメールが届く)
- ④ 保証料の支払い(郵便振替、銀行振り込み)
- ⑤ JARD の保証が終了すると、申請者のメールアドレスに「技術基準適合の保証書(開設)」が届く
- ⑥ 電子申請 Lite により、①の申請用ファイルを読み込み、⑤の保証書(開設)のファイルを添付して送信する。(申請完了)
- ⑦ 免許申請手数料納付のお知らせが届いたら期日までに納付をします
- ⑧ 電子申請の免許状受取方法で選択した内容により、総合通信局から無線局免許状等がお手元に届く

## 2 古い無線機（旧スプリアス規格機器）によりアマチュア局の無線設備の変更申請（取替、増設、変更）を行う場合

以下の変更保証（(1)④及び(2)⑤）を受けることにより、JARD が新スプリアス規格機器として保証しますので、事前にスプリアス確認保証は受ける必要はありません

### (1) 書面による申請の場合

- ① アマチュア局の無線設備等の変更申請（届）書
- ② 無線局事項書及び工事設計書
- ③ 返信用封筒（申請者の住所氏名を記入、切手貼付（免許状返送用））
- ④ アマチュア局の無線設備等の変更保証願書（必要な保証料を振込み、その控を貼付）  
①～④の書類を全てまとめて JARD 保証事業センターへ送付して下さい。
- ⑤ JARD で保証を行った後、申請者に「アマチュア局の保証通知書（変更）」が届く
- ⑥ 総合通信局から③の封筒により無線局免許状等がお手元に届く

※：申請書等はダウンロードすることも可能ですが、JARL で販売しているものを購入されると①～④までの書類、封筒及び説明書がすべて揃っていますので便利です

### (2) 電子申請による場合

- ① 電子申請 Lite により「申請用ファイル（zip ファイル）」を作成、パソコン上に保存
- ② JARD の Web サイト <https://www.jard.or.jp/> を開き、  
「アマチュア局保証」⇒「基本保証」⇒「電子申請による保証の申込（変更の場合）」
- ③ 必要事項を入力して内容確認後に、①で作成した申請用ファイル（zip ファイル）をアップロード（申し込みが完了すると保証料の支払い先などの情報のメールが届く）
- ④ 保証料の支払い（郵便振替、銀行振り込み）
- ⑤ JARD の保証が終了すると、申請者のメールアドレスに「技術基準適合の保証書（変更）」が届く
- ⑥ 電子申請 Lite により、①の申請用ファイルを読み込み、⑤の保証書（変更）のファイルを添付して送信する。（申請完了）
- ⑦ 処理状況を確認しながら、審査終了となった段階で切手を貼った返信用封筒を総合通信局に提出
- ⑧ 総合通信局から⑦の封筒により無線局免許状等がお手元に届く

※：⑦の返信用封筒を提出しないと、無線局免許状等はお手元に届きません

#### ○ 書面申請による書類の送付先

〒170-8088

東京都豊島区巣鴨3-36-6 共同計画ビル5F

一般財団法人 日本アマチュア無線振興協会

JARD 保証事業センター